

地域における質の高い高等教育機会の確保のための 方策について—連携と統合の可能性— 論点整理

※平成 29 年 8 月 23 日将来構想部会資料 5 (抜粋)

今後の課題について

今後、18 歳人口が減少することを踏まえ、高等教育全体の規模を視野に入れた、地域における質の高い高等教育機会の確保について検討する必要がある。

前回の将来構想部会で平成 45 年度の推計をお示した通り、地域によって将来の大学進学者数や入学定員充足率、県外への流出・県内への流入の割合、国公私との割合等が異なっていると同時に、地方の私立大学ほど厳しい経営状況に陥る傾向にあるなど、地域によって高等教育の置かれている状況も異なっている。

各地域において、2040 年頃においても、質の高い高等教育機関が存在し、希望する者が適切にアクセスできる機会を確保するために議論が進められることは、進学希望者のみならず、地域の発展にも重要である。そのために、各大学の教育資源と現代のテクノロジーを最大限に活用する観点から、今後、連携方策を多様化し更なる連携を進めるとともに、統合方策についても検討する必要があるのではないかと。

【連携に係る現状の課題例】

- 連携の多くが同地域内に留まっている。
- 資格に関する科目については、課程認定やコアカリキュラムの関係から、受講者が少なくても設置する必要がある。
- 全ての科目を自大学で開設することが設置基準上の原則となっている。これは、単位互換等をする際も同様で、相当程度の同等性のある科目を自大学で開設することが前提となっている。
- 教員は一つの大学に限り専任となることが原則となっている。

【統合に係る現状の課題例】

- 学校法人の統合については私立学校法等の規定があるが、国公私を通じた統合の仕組みはない。
- 国立大学法人は 1 大学のみでの設置であり、学校法人と異なり、複数大学の設置は認められていない。
- 各法人の独立性や独自性が強く、企業等と異なり自律的な連携・統合が進みにくい。
- 特に私立大学は、建学の精神の承継の観点から法人の自主性を尊重しつつどのように統合を促進するかが課題。

【課題等に係る現行制度と論点】

○単位互換制度と「自ら開設」の原則との関係について

1 現状等

(1) 現行制度

- ・ 昭和47年の大学設置基準改正により、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことが可能となった。
(学部の場合、卒業要件の124単位のうち修得できる上限は30単位)
単位互換は、教育課程の編成に当たって、他の大学の授業の一部を取り入れることにより教育課程を豊富にすることで、教育内容を充実することが期待できる場合に行うことができるものであり、学部、学科等において通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の大学の授業科目をもって代替させるような取扱いを容認しようとするものではない。
- ・ 平成11年より、単位互換の上限が拡大され、学部の場合60単位まで単位互換が可能となった。
- ・ 一方、「必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成する」(大学設置基準 19条)とされており、通知等によってその趣旨や留意事項等に言及されている。

○ 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)(抄)
(授業科目の担当)

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教(第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。)に担当させるものとする。

2 (略)

(教育課程の編成方針)

第十九条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 (略)

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第二十八条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、六十単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 (略)

○ 大学設置基準の一部を改正する省令の制定について(次官通達)(昭和47年文大大第266号)(抄)

二 国内の大学相互間における単位の修得の取扱い

(1)・(2) (略)

(3) 今回の措置は、学生が他の大学において授業科目を履修することが教育上有益であると大学が判断した場合に実施するものであり、そのような教育上の配慮なしに実施したり、あるいは、学部、学科等において通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の大学の授業科目をもって代替させるような取扱いを容認しようとするものではないこと。

(4) 大学は、実施にあたっては、あらかじめ当該他大学との間に、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとすること。

(5) 今回の措置は、学生の卒業要件にかかわる事項でもあるので、大学は、実施にあたってはあらかじめ、学則等学内諸規程において、具体的な実施方法等について規定することが必要であること。(学校教育法施行規則第4条第1項参照)

(6) 学生の他の大学での履修にかかる単位の修得の認定を行なうにあたっては、大学は、当該他大学において認定された単位について、大学間の協議の定めるところにより、認定するものとすること。

(7)・(8) (略)

○ 大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について（局長通知）（平成19年文科高第281号）（抄）
 第一 大学設置基準等の一部を改正する省令（平成19年文部科学省令第22号）

(2) 留意事項

三 授業科目の開設に関する事項

大学設置基準第19条第1項は、大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設すべきものであることを明確化する趣旨であること。ここでいう「必要な授業科目」とは、各大学が定める卒業の要件を満たす単位数に算入することのできる授業科目を想定していること。

ただし、これらの全てを当該大学のみで行うことを求めるものではなく、教育内容の豊富化等の観点から、大学が当該大学以外の教育施設等と連携協力して授業を実施することも認められるものであること。なお、このような授業を行う場合には、例えば、

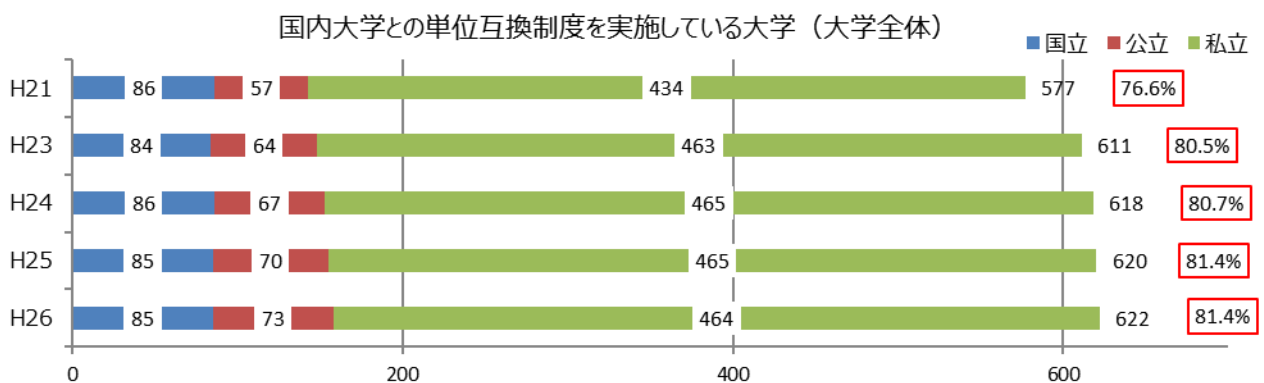
- ① 授業の内容、方法、実施計画、成績評価基準及び当該教育施設等との役割分担等の必要な事項を協定書に定めている
- ② 大学の授業担当教員の各授業時間ごとの指導計画の下に実施されている
- ③ 大学の授業担当教員が当該授業の実施状況を十分に把握している
- ④ 大学の授業担当教員による成績評価が行われる

など、当該大学が主体性と責任を持って、当該大学の授業として適切に位置付けて行われることが必要であることに留意すること。

(2) 現状

- ・ 国内大学との単位互換制度を実施している大学は全体の81.4%（平成26年度）に達している。制度に係る趣旨や留意事項が示されているものの、教育課程をどのように編成するか、単位互換制度を活用するか否か、どのような場合に単位認定するかなどの具体的な運用は、各大学の判断に委ねられている。
- ・ 複数大学でコンソーシアムを形成し共同開設した授業科目を履修した場合に各大学において単位認定するような運用や、放送大学と協定を締結し放送大学の提供する授業科目を履修した場合に各大学において単位認定するような運用が行われている。
- ・ 「自ら開設」の原則をどう考え、授業科目をどこまで開設するか、どこまで単位認定するか、大学によって単位互換制度に対する認識や運用の幅に差があることから、体系的な教育課程を担保しつつ、大学間の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図るという趣旨を踏まえた単位互換が十分な水準で実現できていないような場面が生じている懸念がある。

<国内の大学との単位互換制度の実施状況>



出典：「大学における教育内容等の改革状況について（平成26年度）」

2 論点

- 放送大学を含む各大学間における単位互換制度の活用や、その延長上にある大学コンソーシアムの活用は、教育資源の有効活用、教育内容の豊富化、多様な教育ニーズへの対応等の観点からは、有用性があると考えられるのではないか。また、I C T技術の向上により、遠隔地であっても効率的かつ効果的な学習が可能となってきた点も考慮する必要があるのではないか。
- 一方で、単位互換制度の濫用により、卒業に必要な単位数を自開設の授業だけでは取得できない、必修科目や専門科目を自ら開設しない、体系的な教育課程が編成されなくなる等の不適切な運用が行われることも懸念される。
- また、大学において必要な授業科目を「自ら開設」との規定は、過去に一部の大学で発生した、必要な授業科目を系列の資格試験予備校に丸投げしていたという不適切な事例を受けて設けられたという点も考慮する必要があるのではないか。
- 大学間連携の促進や教育改革のためのツールとして適切かつ積極的な運用が行われるよう、「自ら開設」の原則の考え方や、単位互換制度の解釈や適切な運用の在り方について、改めて明示すべきではないか。

○教員は一つの大学に限り専任となる原則について

1 現状等

(1) 現行制度

- ・ 「教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする」(大学設置基準第12条第1項)とされており、最低基準としての大学設置基準に基づく、必要専任教員を確保する上で、複数の大学を専任教員として兼務することは許されていない。
- ・ 設置審査等においては、教員を一の学部に関し専任教員としてカウントする運用が行われており、複数学部の専任教員となることは認められていない。

○ 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)(抄)
(授業科目の担当)

第十条 大学は、教育上主要と認める授業科目(以下「主要授業科目」という。)については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教(第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。)に担当させるものとする。

2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。
(授業を担当しない教員)

第十一条 大学には、教育研究上必要があるときは、授業を担当しない教員を置くことができる。
(専任教員)

第十二条 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。

2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。

(専任教員数)

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

○ 大学等の教員組織の整備に係る学校教育法の一部を改正する法律等の施行について(通知)
(平成18年文科高第133号)

第2 学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年文部科学省令第11号)

1. 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の一部改正

(3) 専任教員

教員は、一の大学に限り専任教員となるものとし、専任教員は専ら当該大学における教育研究に従事するものとしたこと。ただし、教育研究上特に必要があり、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を専任教員とすることができることとしたこと。(第12条各項関係)

大学における専任教員の数は、当該大学に置く学部の種類及び規模並びに大学全体の収容定員に応じ定める教授、准教授、講師又は助教の数を合計した数以上とするとともに、大学設置基準第11条に規定する「授業を担当しない教員」は専任教員の数に含まないことを明確にしたこと。(第13条及び別表第1関係)

なお、第12条第2項の「専ら」とは、専任教員が、当該大学における教育研究活動を本務とし、これに従事する時間などの割合が、他に従事する業務などと比べて著しく高いことを想定していること。

また、同条第3項の「当該大学における教育研究に支障がない」とは、教員本人の勤務形態とともに、当該大学の教員組織全体の状況などに照らし、当該大学における教育研究の遂行に支障がないことを想定している。したがって、専任教員全体のうち同項による専任教員の占める割合が過度に高くなることにより、当該大学における教育研究の遂行に支障が生じる場合も想定され、かつ、同項は、あくまでも同条第2項で規定する専任教員の例外を定めるものであることから、同条第3項による専任教員の割合は、この趣旨を踏まえて適正なものとなるように留意すること。

(2) 現状

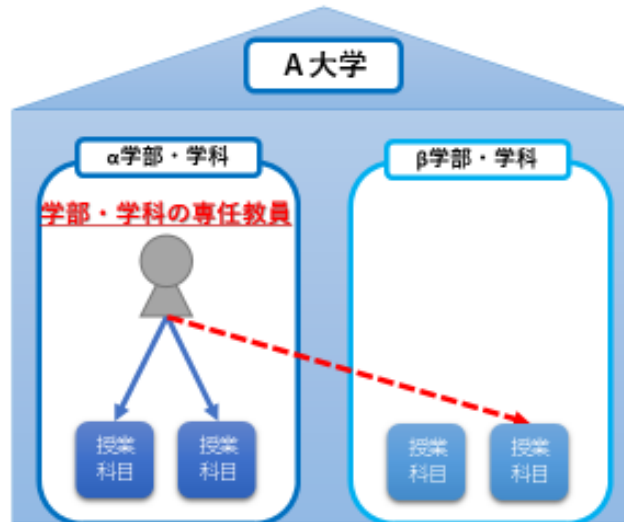
- ・ 設置審査等における教員を一の学部に関し専任教員としてカウントする運用のために、教育研究活動においても、特定の学部・学科の専任教員は、他の学部・学科の教育研究には関与出来ないものと理解されている実態がある。このことが、各大学における学部横断的な教育の取組を躊躇させる一因となっている。
- ・ 複数の大学間では、「クロスアポイントメント」として、研究者等が出向元及び出向先機関（大学、公的研究機関、企業）の間で、それぞれと雇用契約関係を結び、一定のエフォート管理の下で、各機関の責任下でその役割に応じて研究・開発及び教育に従事することが可能となる仕組みはあるが、雇用契約が重複することに着目したもの（給与負担や社会保険の分担などが協定上の論点）であり、法令上の仕組みではない。
- ・ 専任教員は、大学設置基準上の制度であるが、ここでいう専任性は雇用契約の形態とは関係ない。また、「一つの大学に関し、専任教員となる」規定の例外はない。例えば、クロスアポイントメントにより複数の大学と雇用契約を結び、50:50のエフォート率が協定上定められていたとしても、現行法令上、そのことをもって、当該教員が当該複数大学の専任教員となることは認められない。

2 論点

- 一部の大学において、学部横断的な教育プログラムの実施や、教員の所属組織と学生の所属組織の分離が進んでいる中で、適切な教育が行われると認められる場合には、教員を一の学部に関し専任教員としてカウントする運用を緩和する余地はないか。
- 一方で、専任教員制度の趣旨を踏まえると、各教員の学生の教育に対する責任ある関与を確実に担保する必要がある。この観点から、学部横断的なプログラムを実施する大学内で、各教員のエフォート管理の仕組みを構築する必要があるのではないか。
- 情報インフラや交通インフラの発達により、遠隔地域からの関与の可能性や人的往来の活発化等の進展の状況を踏まえて、将来的には、大学（特に地方の大学）において、クロスアポイントメントを活用して強力な連携体制を構築し、各大学の機能は残しつつも、教員を共有して活用できないか。（例えば、法学部関係でA大学、B大学、C大学と連携し、経済学部関係ではA大学、D大学と連携）
- この場合、専任教員制度の趣旨を踏まえると、各教員の学生の教育に対する責任ある関与を確実に担保する必要があることから、複数大学間で、各教員のエフォート管理の仕組みを構築する必要があるのではないか。その際、例えば、一人の教員を二つの大学で専任教員と扱うことを許容した場合、現在の1校分の教員数で2校分の設置認可が可能となってしまう点などについて慎重に検討する必要があるのではないか。

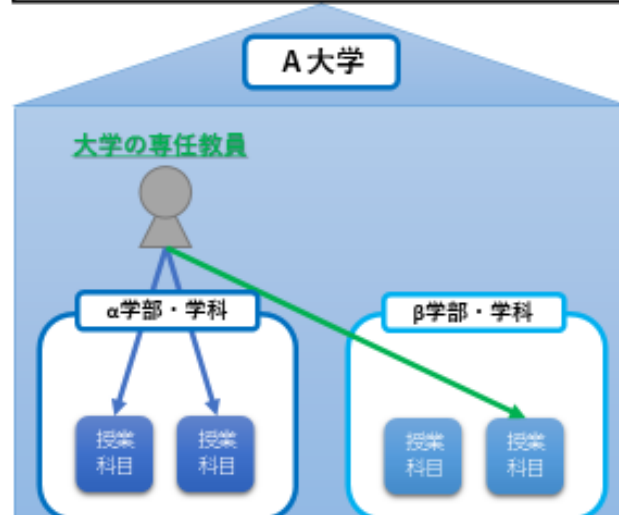
【現行のイメージ】

「一の学部・学科に限り、専任教員となる」運用



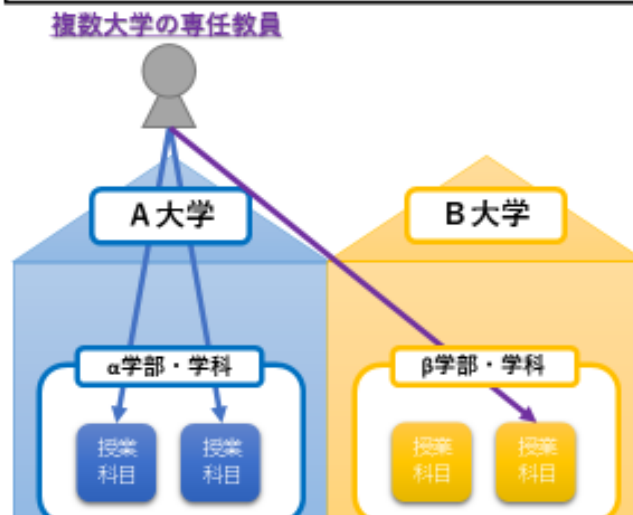
【運用緩和のイメージ】

「一の大学に限り、専任教員となる」運用への緩和



【将来的な検討のイメージ】

「複数の大学間でも、専任教員となる」運用の検討

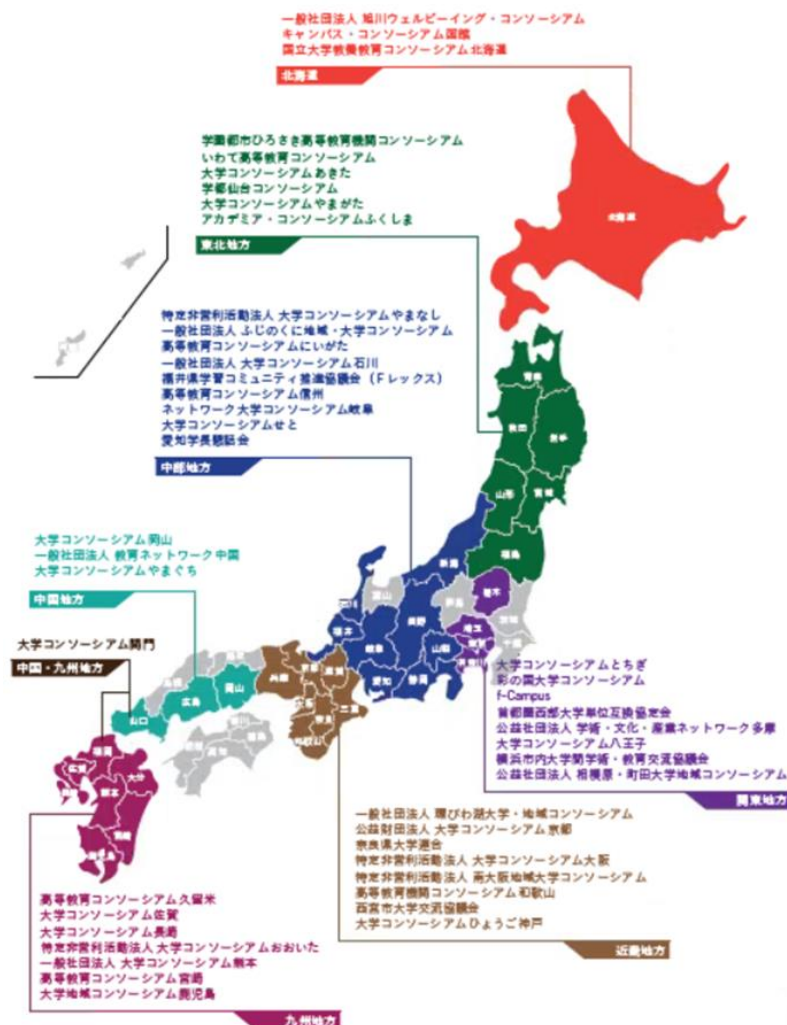


○地域における大学間等の連携強化について

1 現状

(1) 全国大学コンソーシアムの整備

- ・近年、全国各地で大学間の連携や地域社会・産業界との連携による「大学連携」・「大学コンソーシアム」等の取り組みが進められている。こうした形態は各種事務・事業の共同実施により限られた資源の効率化を図るのみならず、教育・研究の質向上、多様な教育ニーズへの対応、知の社会への還元等の成果が期待されている。
- ・平成16年11月には、各地の大学コンソーシアムの間での情報交換・交流を図り、発展段階にあるわが国の連携型の教育・研究の更なる発展を目指すための場として、「全国大学コンソーシアム協議会」が発足し、平成27年3月時点では45団体となっている。



(2) 大学間連携

① 小規模な大学間で、各大学の強みを活かした科目を相互提供

- ・京都府立大学、京都工芸繊維大学、京都府立医科大学による教養教育の共同化
各大学が提供した教養科目を「共同化科目」とし、学生が所属する大学において自大学の正規の科目として単位認定を実施。

② 特定の資格に関する科目を複数大学間で相互提供

- ・兵庫教育大学、兵庫県立大学、神戸学院大学、神戸女子大学、神戸親和女子大学、武庫川女子大学による教職科目の共同化
6大学が連携し、大学院段階の教職課程を図るシステムモデルを構築。

③ 地域に関する科目を複数大学間で相互提供

- ・福井大学、福井県立大学、福井工業大学、仁愛大学による地域志向科目の共同化
4大学が連携し、地域志向科目を計32科目提供するとともに、インターンシップを強化・拡充。

④ 地方と都心の大学間での学生交流や都心大学の地方ブランチ開設等により多様な教育を提供

- ・沖縄国際大学による遠隔地にある大学との単位互換等
札幌学院大学、名城大学、京都学園大学、桜美林大学、熊本学園大学、松山大学と単位互換協定を締結し、毎年40名程度の学生を派遣。
一定の要件を満たした学生に奨学金（授業料の半額に相当する額）を支給。

(3) 地方自治体・産業界との連携

① 長野県における取組

県内の各大学の異なる課題・支援策について個別に対応する「信州高等教育支援センター」を長野県に設置。

大学改革・学部設置等の支援や大学・地域連携事業を行うとともに、長野県の高等教育機関の魅力発信やインターンシップのマッチング、奨学金の給付（返還不要）等の取組を実施。

② 高知大学における取組

高知県産業振興推進地域本部（県内7ブロックに設置）に常駐する地域産業振興監・地域支援企画員と、高知大学地域コーディネーターとの連携による新たな地域の課題解決体制の構築。（高知大学インサイド・コミュニティ・システム）

地方自治体・産業界との連携のもと食品産業中核人材を育成。

地域課題の解決を地域と共に行う「地域協働学部」において6次産業化を担う「地域協働型産業人材」を育成。

③ 北九州市における取組

理工系の国公立大学が同一のキャンパスに集積（北九州学術研究都市）。公益財団法人北九州産業学術推進機構がキャンパスの一体的運営を行うとともに、産学官連携コーディネーターを配置し、人材育成・研究開発を支援。

早稲田大学入試に北部九州枠（10名）を設け、1～3年は東京（西早稲田）、4年・大学院は北九州キャンパス。産業界と連携した教育研究活動を行うコンソーシアムを設立し、企業と連携して学生の指導や共同研究等を行い、即戦力人材の育成、地元企業への就職を促進。

2 論点

- これまでに大学間ではコンソーシアムが全国的に広がりを見せており、国公私の枠を超えた複数大学間での科目の共同開設や単位互換などの連携も広がってきている。これに加えて、大学間だけでなく、地方自治体や産業界との連携の取組も始まっているが、今後、全国各地で質の高い教育研究の維持・発展を図るため、複数の高等教育機関と地方自治体、産業界とが恒常的に連携を行うような体制を構築していくことが必要ではないか。

○国立大学は一法人が一大学のみを設置していることについて

1 現行制度

一つの国立大学法人が一つの国立大学を設置し、法人の代表と大学の学長が一致する。

○国立大学法人法（平成15年法律第112号）

（役員の職務及び権限）

第十一条

第一項 学長は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十二条第三項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。（以下略）

○学校教育法（抄）（昭和22年3月31日法律第26号）

（学長、教授その他の職員）

第九十二条

第一項及び第二項（略）

第三項 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。（以下略）

【法人化時の考え方】

- ① 法人化前から、大学における教育研究の自主性の尊重の観点により、通常の国の施設等機関であれば設置者が有している人事や財務に関する権限も含めて、学長が大学運営全般にわたって意思決定を行う権限と責任を有してきたところであり、国立大学の法人化に当たっても、このような学長の権限と責任をさらに発展・充実させる方向で検討することが求められたこと。
- ② 一の国立大学ごとに国立大学法人を設立することが、大学の運営の自主性・自律性を高め、自己責任を強める上で自然な形であり、また、大学相互の競争的な環境の醸成や大学の個性化に資することが期待できること。
- ③ 学内における教学と経営との円滑かつ一体的な合意形成の確保を図ることができる仕組みとすることが必要であること。

2 論点

○大学の自主性等を踏まえ、法人と大学との基本的関係をどのように考えるか。

○公立大学法人や学校法人と比較して、国立大学法人として望ましい姿とは何か。

○国立大学法人のガバナンス改革の推進の観点から望ましい法人の形をどのように考えるか。

○一つの法人が複数の大学を設置することについて、具体的にどのようなメリット・デメリットが考えられるか。

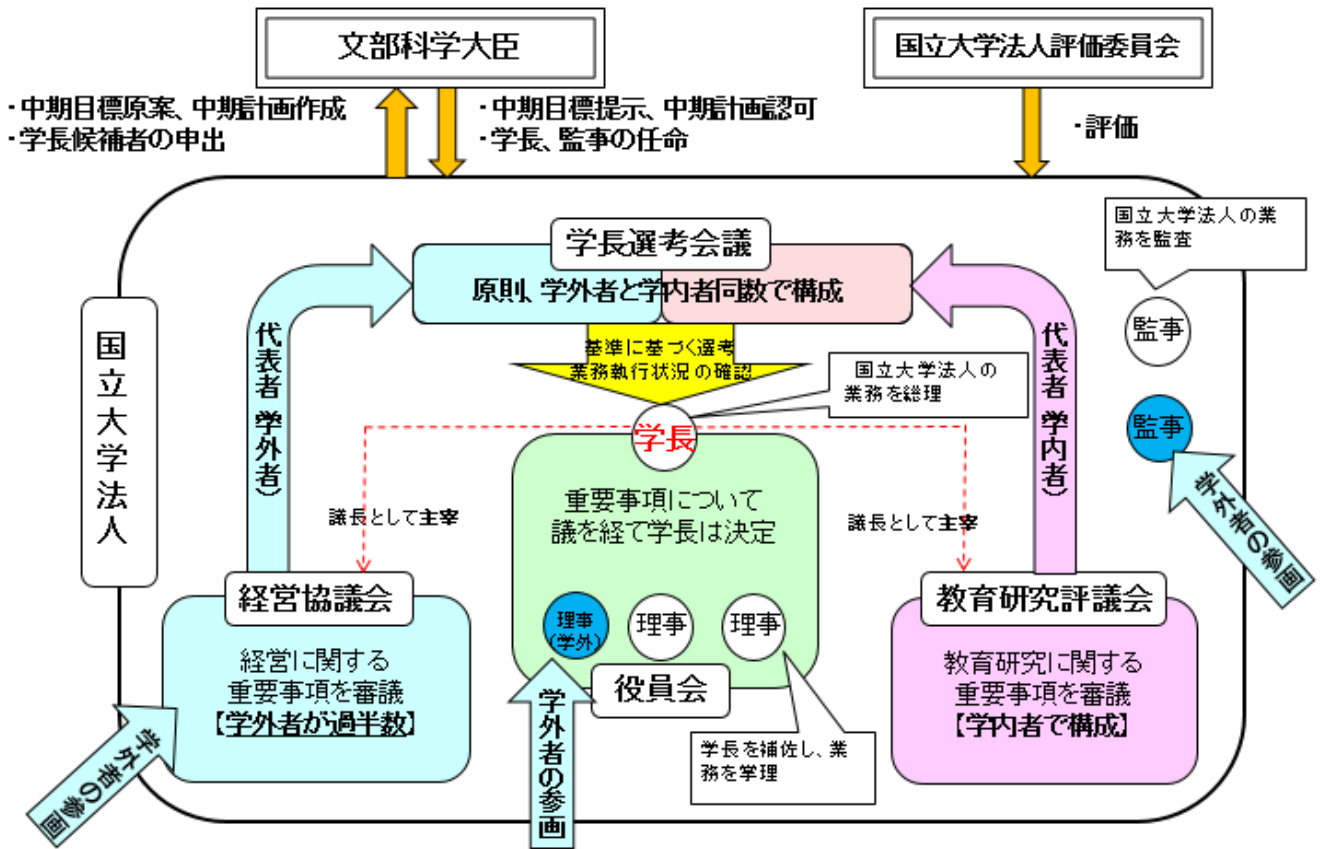
○制度の具体的な内容をどのように考えるか。

・ 法人の長や学長等をどのように任命するのか。

・ 現行の役員会や経営協議会、教育研究評議会の在り方についてどのように考えるか。

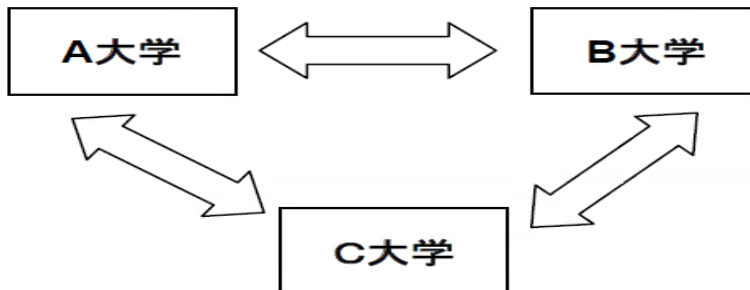
など

＜現行＞



国立大学の一法人複数大学方式
(例えば、地域や機能別)

新国立大学法人



一法人の下で、スケールメリットを生かしてさらなる学生サービスの改善、教育環境の充実などを可能とする

「大学改革実行プラン～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～」(平成24年6月)より

「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」での議論について

○ 平成27年12月の中教審3答申（教員の養成・採用・研修の一体的改革、学校の組織運営改革（チーム学校）、学校と地域の連携・協働の推進）や平成32年度からの新学習指導要領への対応など、「次世代の学校・地域」を実現する上で、質の高い教員の養成が一層求められる一方で、少子化の進行とともに、今後教員需要が減少する時期を迎えている。

○ 教員需要の減少期の到来の一方で、教員の専門性の高度化が求められる中で、平成28年9月から「国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議」において、我が国の教員養成の中心的な役割を果たすべき国立教員養成大学・学部が、限られた資源の中で、エビデンスに基づいて教員養成機能を着実に高め、我が国の学校教育全体の質の向上をリードすることを目的に議論を行ってきた。

本年8月29日にとりまとめた報告書の中では、教員養成機能の強化のための方策として、大学間連携に関連する事項にも言及している。

国立教員養成大学・学部、大学院、附属学校の改革に関する有識者会議 報告書（平成29年8月29日）の概要（抜粋）

○ 予算、人材、一定の規模と効率性の確保による機能強化

- ・ 各地域の今後の長期的な教員需要の推移等に基づく入学定員の見直し
- ・ 近隣の国公立大学との間で、一部教科の教員養成機能の特定大学への集約や、共同教育課程の設置等の連携・協力
- ・ 総合大学と教員養成単科大学など、大学間で教員養成機能を統合
- ・ 附属学校の現在の規模や学校数等の検証 など

予算、人材、一定の規模と効率性の確保による機能強化について、各大学が、第3期中期目標期間中（平成33年度まで）に一定の結論をまとめるべき。

併せて、国は、改革を進める大学に対して財政面を含む支援を検討するとともに、各大学の機能強化と効率化を後押しする大学設置基準の改正を検討するべき。

○私立大学の連携・統合の円滑化に向けた方策について

1 現状等

(1) 現行制度

- ・ 学校法人の合併は私立学校法に、大学の設置者変更については学校教育法に規定。

○ 学校教育法（抄）（昭和22年3月31日法律第26号）

（設置廃止等の認可）

第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。（以下略）

○ 私立学校法（抄）（昭和24年12月15日法律第270号）

（申請）

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもって少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続きに従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

（略）

（合併手続）

第五十二条 学校法人が合併しようとするときは、理事の三分の二以上の同意がなければならない。ただし、寄附行為で評議員会の議決を要するものと定められている場合には、更にその議決がなければならない。

2 合併は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（略）

（合併の効果）

第五十六条 合併後存続する学校法人又は合併によつて設立した学校法人は、合併によつて消滅した学校法人又は第六十四条第四項の法人の権利義務（当該学校法人又は第六十四条第四項の法人がその行う事業に関し所轄庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）を承継する。

(2) 現状

- ・ 大学コンソーシアムや大学間の連携推進を図る文部科学省の予算事業の成果を通じた取組など、全国で多様な連携の取組が進んでいるが、大学間の連携が単位互換等の緩やかな連携に留まっている地域も見られる。
- ・ 私立大学については、大学や法人の独立性や独自性が強く、大学間や文部科学大臣所轄法人間の合併の事例は少ない。

2 論点

- 各私立大学の特色化・強みのある分野への資源集中を本格的に促していくため、複数の大学が協力した授業や学生の募集、施設設備・調達・事務処理等の共同化や教育研究資源の有効活用のための連携など、支出の効率化を含め、さらに進んだ連携を促し、効果的・効率的な学校運営を推進していくべきではないか。
- 特に地方の大学においては、都道府県等の地方自治体や産業界等と大学が形成するプラットフォームに積極的に参加し、地域の高等教育に関する中長期計画も踏まえた教育研究活動や地域政策と連動した産学連携を行うなど、大学が地域と密接に連携する取組等を通じて地域に貢献すると同時に、大学が地域から支援を得るなど、大学を取り巻く各種主体との幅広い連携を進める環境を充実させる中で、より戦略的な大学間・法人間の連携・統合を進めることができるのではないか。

- 各法人の成り立ちや独自性を活かし、一定の独立性を保ちつつ緩やかに連携し、規模のメリットを活かすことができるような経営の幅広い連携・統合の在り方は考えられないか。また、統合される学校法人の建学の精神の承継に配慮した仕組みの検討など、より多様な連携・統合の方策は考えられないか。
(私立大学等の振興に関する検討会議で出された意見例)
 - ・ 経営状態が健全なうちに学校法人が緩やかに連携し、人的・資金的なメリットの恩恵を受けながら建学の精神を生かして運営することはできないか。
- その際、各私立大学の特色化・強みのある分野への資源集中を進め、円滑な事業譲渡に資するよう、現在、大学単位でしか認められていない設置者の変更について、学部・学科単位での設置者変更を認めるなど、制度面での改善を検討すべきではないか。
- 文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団の経営相談機能を強化し、連携・統合の支援を図るべきではないか。
- 国民が安心して高等教育を受けることができるよう、学生を抱えたまま学校法人が突然に経営破綻に陥ることを防ぐため、経営悪化傾向にある学校法人に対し、経営状況をよりきめ細かく分析した上で、私立大学の自主性・自律性に配慮しつつも、各学校法人の自主性に任せるだけでなく、他法人との合併や撤退を含む早期の適切な経営判断が行われるよう文部科学省や私学事業団が支援し、状況に応じてさらに踏み込んだ指導・助言を行うことが必要ではないか。

【学部・学科単位での設置者変更について】

